

平成 31 年度 設計業務等標準積算基準 の改定について

国土交通省 大臣官房 技術調査課 建設システム管理企画室 建設システム係長 しまだ たかと 嶋田 剛士

1. はじめに

国土交通省が発注する、土木事業に係る設計業務等の積算に用いる設計業務等標準積算基準（以下、「積算基準」という）については、実態調査に基づき毎年度見直しを実施しているところです。

本稿では、平成 31 年 3 月に公表しました、積算基準の改正内容を紹介します。

2. 設計業務等における 指定仮設の見直し

これまで、仮設構造物の標準歩掛は、指定仮設、任意仮設の区別なく同じ標準歩掛を採用してきました。しかし、指定仮設とする場合、検討すべき制約条件が多岐にわたることから、指定仮設とする場合は標準歩掛を用いないことを明記し、別途計上により算出することとしています。

なお、指定仮設とする場合の歩掛については、その制約条件により業務量を特定できないことから、見積りによる対応を原則とし、引き続き歩掛実態調査を継続していきます。

3. 歩掛実態調査を踏まえた 歩掛の見直し

測量業務においては、河川測量及び深淺測量について、内業に係る標準歩掛の見直しを実施しています（図-1）。

また、機械経費、通信運搬費等、材料費について実態を調査し、全面的に見直しを図っています。

4. 地質調査業務における 積算の見直し

地質調査業務においては、今般弾性波探査業務に新たに照査の項目を追加（図-2）し、成果品の品質確保に向けた内容の充実を図りました。その他、弾性波探査業務のそれぞれの項目の歩掛を見直しています。

また、平成 30 年度から開始した地盤情報データベースについて、登録にあたり必要となる検定費を明確に積算基準に位置付けています。

河川測量（作業計画）

2018年度

適用範囲：流心延長 30 km 以下

標準作業量		作業工程	所要日数 (A)					内・外業の別	編成人員 (B)					延人日 (A) × (B)				
1業務当り			測量主任技師	測量技師	測量技師補	測量助手	測量補助員		測量主任技師	測量技師	測量技師補	測量助手	測量補助員	測量主任技師	測量技師	測量技師補	測量助手	測量補助員
内 訳	外業計						外											
	内業計		0.8	0.6	0.3		内	1	1	1		0.8	0.6	0.3				
合 計			0.8	0.6	0.3							0.8	0.6	0.3				



2019年度

適用範囲：流心延長 30 km 以下

標準作業量		作業工程	所要日数 (A)					内・外業の別	編成人員 (B)					延人日 (A) × (B)				
1業務当り			測量主任技師	測量技師	測量技師補	測量助手	測量補助員		測量主任技師	測量技師	測量技師補	測量助手	測量補助員	測量主任技師	測量技師	測量技師補	測量助手	測量補助員
内 訳	外業計						外											
	内業計		1.1	0.6	0.4		内	1	1	1		1.1	0.6	0.4				
合 計			1.1	0.6	0.4							1.1	0.6	0.4				

深浅測量（作業計画）

2018年度

標準作業量		作業工程	所要日数						内・外業の別	編 成						延 人 日 数						
1業務当り			測量主任技師	測量技師	測量技師補	測量助手	測量補助員	測量船操縦士		測量主任技師	測量技師	測量技師補	測量助手	測量補助員	測量船操縦士	計	測量主任技師	測量技師	測量技師補	測量助手	測量補助員	測量船操縦士
内 訳	外業計							外														
	内業計		0.2	0.3	0.4			内	1	1	1			3	0.2	0.3	0.4					0.9
合 計			0.2	0.3	0.4									3	0.2	0.3	0.4					0.9



2019年度

標準作業量		作業工程	所要日数						内・外業の別	編 成						延 人 日 数						
1業務当り			測量主任技師	測量技師	測量技師補	測量助手	測量補助員	測量船操縦士		測量主任技師	測量技師	測量技師補	測量助手	測量補助員	測量船操縦士	計	測量主任技師	測量技師	測量技師補	測量助手	測量補助員	測量船操縦士
内 訳	外業計							外														
	内業計		0.5	0.4	0.4			内	1	1	1			3	0.5	0.4	0.4					1.3
合 計			0.5	0.4	0.4									3	0.5	0.4	0.4					1.3

図－1 ICT を活用した測量方法の新設

弾性波探査（発破法及びスタッキング法：解析等調査業務費）

2018年度

1 km 当り

職 種	直 接 人 件 費					
	技師長	主任技師	技師 A	技師 B	技師 C	技術員
計 画 準 備		2.0	2.0		2.0	
現 地 踏 査		2.0	1.0			
資 料 検 討		0.5	1.5			
解 析	1.5	2.5	3.5	6.0		
報 告 書 と り ま と め	1.5	2.0	4.0			
合 計	3.0	9.0	12.0	6.0	2.0	



2019年度

1 km 当り

職 種	直 接 人 件 費					
	技師長	主任技師	技師 A	技師 B	技師 C	技術員
計 画 準 備		2.0	2.0		2.0	
現 地 踏 査		2.2	1.0			
資 料 検 討		0.5	1.5			
解 析	1.2	2.0	3.5	5.0		
照 査	0.5	0.8				
報 告 書 と り ま と め	1.5	2.0	4.0			
合 計	3.2	9.5	12.0	5.0	2.0	

図－2 地質調査業務における積算の見直し ～品質確保のため、「照査」の標準歩掛を新たな設定～

2018年度までの積算方法



2019年度からの積算方法（原則率化）

区分	旅費交通費率	旅費交通費の上限
測量業務	直接人件費の0.56%	230 (千円)
地質調査業務	直接調査費の2.14%	1,026 (千円)
土木設計業務	直接人件費の0.63%	244 (千円)
調査、計画業務	直接人件費の1.49%	597 (千円)

※旅費交通費=(直接人件費または直接調査費)×率

図-3 その他（旅費交通費の率化について）

5. その他

これまで、旅費交通費の算出にあたっては、指名業者のうち現地に最も近い本支店等が所在する市役所等を積算上の基地とし、個々の業務ごとに旅費交通費を算出する必要があり、受発注者双方にとって煩雑な作業を要求しており、業務の効率を下げの一因となっていました。この課題に対応するため、旅費交通費の率化に向けた検討を進めてきました。

平成31年度は、参考資料に記載されている旅

費交通費の算出方法について、宿泊を伴わない旅費交通費は原則として直接人件費等に、それぞれの業務区分に対応する率を乗じて算出（図-3）することとしています。

これにより、受発注者双方の積算作業の効率化が図られることを期待しています。

6. おわりに

今後も歩掛実態調査等を進め、その結果に基づき必要に応じ積算基準類を改定するなど、業務価格の適正化に努めてまいります。